

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC（以下「事業場」という。）に看護師として雇用され勤務していたが、平成〇年〇月頃から清掃や患者の介助業務を行うようになった。請求人によれば、同年〇月〇日、請求人が女性患者をトイレに誘導しているとき、請求人の背後にいた男性患者の股間に手が触れるなどというトラブルが起こった（以下「本件トラブル」という）。

請求人は、本件トラブル時に男性患者から背中を強打されたとして、翌日、D整形外科医院に受診し、腰椎椎間板障害（以下「本件傷病」という。）の診断を受けた。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は加齢によるものとみるのが相当であり、業務との間には相当因果関係が認められないとしてこれを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は本件トラブルの発生時に男性患者から背中を強打され、その状況は誰かに見られていたような気がする旨主張するが、同僚等においてこれを見たとする者はいない。請求人は、同日の申し送り終了後、E病棟師長とF主任に本件トラブルに関して説明を求められた際、上記出来事を説明したと主張するが、E病棟師長は「その話をした時に、Gさんに叩かれたという話や腰が痛いという話は一切聞いていません。」と述べておりF主任も「Gさんに叩かれたという話は全然ありませんでした。」と述べている。この点、本件トラブルをノートにメモしていたHも、要旨、「私が見ていた状況で、請求人が患者から腰を痛める等の暴力を受けた様子も無かったですし、周りに他の患者さんもいましたが誰からもそのような報告は受けていません。」と述べている。当審査会において、これら関係者の申述内容を精査したが矛盾があるとは認められず、また、事故報告もなされていないという事実を照らし合わせると、少なくとも請求人は、E病棟師長とF主任の印象に残るような強い主張をしていたとは認められない。請求人は、本件トラブル発生の翌日にI医師に受診しているが、その際にも患者に叩かれたことは言っていないとしている。

以上の事実から、当審査会としては、請求人が主張する患者から暴力を受けたとする事実については、確認できないものと判断せざるを得ない。

- (2) 請求人の本件傷病の状態について、主治医であるI医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨、初診時に、明らかな腫れ、皮下出血等の所見

を認めず、X線所見では腰椎には骨折所見なし、強打されたという事実を推定しがたいと意見している。また、J医師も、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨、X線画像から、全体として加齢変化が目立つ腰椎であり、脊髄や神経根の損傷を生じるほどの大きな外力が加わったとは考えにくいと意見しており、いずれの医師も、本件傷病が暴力行為等の外力によるものであるとは判断できないとしている。

(3) 以上のとおり、請求人が男性患者から殴打を受けたという事実は確認できず、また、医証においても本件傷病が外力に起因するものとは認め難いとされていることから、当審査会としては、請求人の本件傷病と業務との間に相当因果関係を認めることができない。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。